

給付年金コーナー

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

日本年金機構から、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに送付されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

送付スケジュールは次のとおりです。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子版の交付も行っています。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます。（登録をすると郵送がされなくなります。）

電子版の利用方法等については、日本年金機構ホームページで動画を掲載しています。

	対象者	送付時期	
①	令和5年1月1日から令和5年10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方	郵送	令和5年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	①のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方	電子送付	令和5年10月中旬から10月下旬にかけて順次
③	令和5年10月3日から令和5年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 (①の対象者は除きます。)	郵送	令和6年2月上旬
④	③のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方	電子送付	令和6年1月上旬

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する概要、よくあるご質問（Q&A）等については、日本年金機構ホームページに掲載される予定（令和5年10月上旬予定）ですので、ぜひご利用ください。

また、同ホームページに、お客様からの照会に対してチャットの形式で自動的に応答するチャットボット（控除証明書相談チャット）が開設される予定（令和5年10月下旬予定）です。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するお問い合わせ（電子送付に関するお問い合わせを除く）については、次のダイヤルでもお受けしています。

■問い合わせ先の名称 **ねんきん加入者ダイヤル**

■電話番号 **(ナビダイヤル) 0570・003・004**

050から始まる電話の場合は、(東京) 03・6630・2525

■受付時間

・月～金曜日 午前8：30～午後7：00

・第2土曜日 午前9：30～午後4：00

※土日・祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。



12月の納期

●町県民税

■特別徴収（第5期分）※今月支給される年金から天引きされます。

●固定資産税（第3期分）

●国民健康保険税

■普通徴収（第6期分）

■特別徴収（第5期分）※今月支給される年金から天引きされます。

●介護保険料

■普通徴収（第6期分）

■特別徴収（第5期分）※今月支給される年金から天引きされます。

●後期高齢者医療保険料

■普通徴収（第6期分）

■特別徴収（第5期分）※今月支給される年金から天引きされます。

納期限は12月25日(月)です。口座振替の場合は12月26日(火)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ

役場 ☎66・3111

町県民税 税務会計課課税担当 内線115

固定資産税 税務会計課課税担当 内線113

国民健康保険税 税務会計課課税担当 内線112

介護保険料 福祉介護課介護包括ケア担当 内線143

後期高齢者医療保険料 町民課給付担当 内線123